

トピックス

第34号



令和5年度は、特に物価高・エネルギー・コスト高騰に対する各種支援施策を積極的に活用し、「会員あつての商工会」という原点を忘れず、コロナ終息後を見据えた事業者支援など関係機関と連携を取りながら、継続事業として実施してまいります。

昨年度は、コロナ禍の影響を受けられた皆様へ各種補助金・資金等の支援策を駆使してまいりました。また、地域振興策の一環として、地域振興委員会では「月山富田城ライトアップ事業」に取り組みましたが、継続事業として実施してまいります。

令和5年度は、特に物価高・エネルギー・コスト高騰に対する各種支援施策を積極的に活用し、「会員あつての商工会」という原点を忘れず、コロナ終息後を見据えた事業者支援など関係機関と連携を取りながら、継続事業として実施してまいります。

藤原会長より新型コロナウイルス感染症については、感染抑制の兆しがあるものの、まだまだ地域経済に影響を及ぼし続けています。

役職員一体となり取り組む旨の挨拶がありました。
続いて来賓の皆様にご祝辞を賜わったのち、議長に安田地区の井上克己氏を選出し、議事に入りました。

★議案

第一号議案 令和4年度事業報告並びに収支決算書（一般会計・貸借対照表及び財産目録）、労働保険事務組合会計収支決算書及び共済会計貸借対照表の承認について

第二号議案 令和5年度事業計画並びに収支予算の決定について
第三号議案 令和5年度借入金最高限度額等の決定について

第四号議案 令和5年度更正予算の理事会一任について

第五号議案 運営規約の一部改正について
第六号議案 役員の補充選任について
以上六議案の審議が行われ、いずれも原案どおり承認決定されました。

①重点事業

①経営支援・事業承継の推進

長引くコロナ禍や原材料・エネルギー・コスト高騰により影響を受けている事業者に対し、島根県・安来市および関係機関と連携しながら、支援施策の普及および円滑な活用の支援を図ります。併せて、少子高齢化や地域経済の悪化により厳しい経営状況にある事業者をはじめ、事業承継や創業を推進するために、事業計画の策定支援や専門家派遣制度を活用して、経営

改善普及事業に取り組みます。

②地域経済の振興

地域経済がますます厳しくなる中、会員事業者等が強みを活かして連携する事業を支援するとともに、各種部会事業の実施、地域資源の活用・販路開拓支援等により地域内循環の活発化・地域外資金の獲得に向けた取り組みを支援します。

③経営発達支援計画の実施

コロナ禍の長期化や売上高の減少、小規模事業者の減少など小規模事業者を取り巻く環境が厳しくなる中で、管内の小規模事業者の持続的発展に向けた経営発達支援事業を計画的かつ着実に実施します。

伴走型補助金等を有効活用し、経営発達支援事業の主たる目的である小規模事業者の経営状況の分析・事業計画策定支援について、専門家と経営指導員が連携して経営状況の分析と、実行性の高い事業計画策定及び実施を支援します。

④中期行動計画の実施

小規模企業振興基本法の成立・小規模支援法の改正等により商工会に求められる役割が増大する中、商工会が地域において最も身近な総合経済団体として存在感を高めていく必要があります。そのためにも、令和3年度策定した「第3次中期行動計画」に記載した次の3つ柱として計画の実施に取り組みます。

- ▼事業の持続的発展への重点化
- ▼地域を守る地域課題解決の取組推進
- ▼組織基盤の強化

令和5年度通常総代会が開催されました

「物価高・エネルギー・コスト高騰対策を」

インボイス制度のポイント〈税制改正編〉

今年10月から始まるインボイス制度について、令和5年度の税制改正に伴うポイントをおさえました。

ポイント
1

納稅額を売上税額の2割に軽減
(免税事業者からインボイス事業者になる場合)

期間→令和5年10月1日から令和8年9月30日までの
日の属する課税期間

※基準期間の課税売上高が1千万円以下の事業者が対象
※「基準期間」とは?

個人事業者…前々年
法 人…前々事業年度

ポイント
3

1万円未満の値引きなどの
返還インボイスの交付が不要
(すべての事業者)

期間→適用期限はありません
(インボイス制度開始時より適用されます)

※返還インボイスとは?
例えば買手が振込手数料を差し引いて支払をした際に、
売手が値引きとして交付する請求書のこと

◆インボイス登録は、すべての事業者がいったん確認する
必要がありますが、場合によっては免税事業者のままで
いることも可能です。

登録が必要になった場合は通知発送まで相当日数を要
しますので、申請はお早目に!

*書面申請: 約3ヶ月待ち、e-Tax申請: 約1ヶ月半待ち

◆それでもやっぱりインボイスに悩んだら、商工会や税務署にご相談を!
(税務署の個別相談は事前に予約が必要になりました)

ポイント
2

1万円未満の取引はインボイス不要
(一定規模以下の事業者)

期間→令和5年10月1日から令和11年9月30日までに
行う課税仕入れ

※「一定規模以下」とは?
基準期間の課税売上高が1億円以下または
特定期間の課税売上高が5千万円以下

※「特定期間」とは?
個人事業者…前年1~6月まで
法 人…原則として前事業年度開始日以後6月

※1回の取引の課税仕入れに係る税込1万円未満
…1商品ごとではないので注意!

ポイント
4

これから登録される免税事業者は
登録希望日に登録が可能

※9月30日までに登録申請書を提出した場合

10月1日開始日希望で提出→
通知が開始日までに届かなくても10月1日に
遡って登録とみなされます。

※10月2日以降の登録を希望→
申請書提出日から15日以降の希望日付を記載
して提出が可能です。

インボイス特設サイト→



ジョイメイトしまねが社員の皆様の 福利厚生をサポートします!

●会 費 : 一人月額1,000円(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。

ニュース掲載ツアー
1,000円~10,000円割引

割引指定店5%以上割引

熟年夫婦旅行
10,000円補助

永年勤続
5,000円~10,000円給付
5年に1度

ツアーアー2,000円割引

インフルエンザ予防接種
600円補助

働くみんなのサポート
ジョイメイト
しまね

健康診断6,000円補助

隠岐汽船1,000円割引

祝い金・見舞金等給付

宿泊付き
忘新年会2,000円補助

抽選で
お食事券引券
1,000円プレゼント

各種チケット購入補助



「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎ (0852) 28-6555

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧下さい
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

Be a Great Small.
中小機構

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
- 2 掛金は全額所得控除
- 3 受取時も税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
- 2 貸付条件は無担保・無保証人
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

制度の詳しい内容はQRコード又は
ホームページからご確認ください。

ご要望の多い一部の手続きについて
オンライン手続きが出来ます。

小規模企業共済



小規模共済

検索

経営セーフティ共済



経営セーフティ共済

検索

2023.9

頑張る会員さんいらっしゃ~い!!

▶事業所名：広瀬和紙 紙季漉 シキロク

▶代表者：大東 由季(オオヒガシ ユキ)

▶住所：安来市広瀬町布部1704-2

▶電話番号：0854-26-4816

▶Instagram :

https://www.instagram.com/hirosewashi_shikiroku/ ⇒

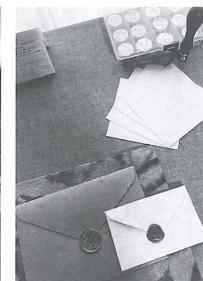


▶営業時間は、電話もしくはInstagramで

ご確認ください

令和3年8月、「島根県ふるさと伝統工芸品」に指定されている「広瀬和紙」を6代目として事業を承継。布部地区にある古民家を改修して店舗と工房を設営し、店舗には工房で製造した和紙製品を販売している。

「広瀬和紙」の特徴は、“自然の美しさ”があり、“丈夫”で“しなやか”なため加工がしやすく、オーダーメイドにも対応しているので、お客様のご要望に応じた製品の製作も可能です。



▶事業所名：kippis hair salon

▶予約方法：LINEで受付しています ⇒ ⇒



▶代表者：西郡 裕馬(ニシコリ ユウマ)

▶住所：安来市広瀬町町帳3-3

▶営業時間：完全予約制・不定休

令和4年5月に広瀬町町帳にて美容室を開業。安来市内にある美容室に勤務しながら経験を積んだ後、生まれ育った広瀬町に恩返しをしたいという思いから、このたび開業。店舗外観は黒を基調とし、また店舗内は落ち着いた雰囲気のあるスタイリッシュなお店です。完全予約制のため、お客様のご要望に応じ、日にちや時間は柔軟に対応可能です。



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国のお金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

新入会員紹介

仙田急便(貨物軽自動車運送業) 仙田敦男様 広瀬町布部	アサヒデンタルラボラトリー(歯科技工) 實重政志様 広瀬町町帳
公益財団法人 加納美術振興財団(教育・学習支援業) 加納二郎様 広瀬町布部	加納山佐屋合同会社(飲食業) 加納二郎様 広瀬町布部
株式会社 K Tテクノ(建設業) 北川謙介様 広瀬町西谷	赤名伸吾様(建築業) 伯太町東母里
祖田木工所(木製建具家具製造販売業) 祖田純一様 広瀬町広瀬	稻田幸男様(不動産業) 伯太町井尻
足立加代子様(運送業) 広瀬町下山佐	稻田みどり様(ヨガ教室) 伯太町安田
キッピスヘアサロン kippis hair salon(美容業) 西郡裕馬様 広瀬町町帳	細田実則様(農業・不動産業) 伯太町峠之内
まーるい(飲食業) 足立とみ子様 広瀬町広瀬	美容室 kotti(美容業) 神田久美子様 伯太町安田

(令和4年9月～令和5年4月理事会承認分)

子育てしやすい職場づくりに取り組む企業を応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

島根創生 SHIMANE SOUSEI



事業者の皆様へ

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

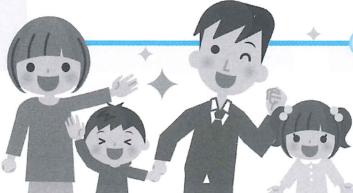
出産後職場復帰奨励金

奨励金 **10万円** [1制度導入] 上限20万円

次のアイの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和5年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度
 〈対象〉18才までの子どもがいる労働者 〈実績〉対象者1名が合計8時間取得
 イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)
 〔代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ〕
 〈対象〉3才以上 小学生年生以下の子どもがいる労働者 〈実績〉対象者1名が合計20日間利用
 •申請期限:支給要件を満たした翌日から6ヶ月以内
 *奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

主な要件



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651
 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

出産後の職場復帰に取り組む企業を応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ初めて本振込金を申請する事業所の場合	左記以外の常勤労働者50人未満の事業所
20万円/人	10万円/人

主な要件
 •育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
 •労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
 •労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
 •申請期限:支給要件を満たした翌日から6ヶ月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上	育児休業3か月以上17か月未満	育児休業3か月未満または産休のみ
40万円/人	20万円/人	10万円/人

主な要件
 •産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
 •労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
 •労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
 •申請期限:支給要件を満たした翌日から1年内

